

第十二回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 岩沢 忠恭君
岩木 哲夫君
中田 吉雄君

委員

石村 幸作君
高橋進太郎君
堀 末治君
安井 謙君
岡本 愛祐君
小笠原三三男君
吉川末次郎君
林屋龍次郎君
石川 清一君

國務大臣 岡野 清豪君
政府委員 地方自治庁 小野 哲君
政務次官 鈴木 俊一君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
財政課長 奥野 誠亮君

事務局側 常任委員 福永興一郎君
会専門員 常任委員 武井 群嗣君
会専門員 会専門員

本日の會議に付した事件

○委員長の報告
○愛媛県八幡浜市における街頭録音事

件に関する事件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件
(地方財政平衡交付金の増額及び起債に関する件)

○委員長(西郷吉之助君) それでは本日
の會議を開きます。

最初に本日の理事會で諮りました点
について御報告を申し上げます。一つは
只今衆議院を通過いたしました地方税
法の一部改正案並びに地方財政平衡交
付金法の一部改正案が本委員会にかか
つておりますので、これに対してこれ
をどう取扱うかにつきまして諮りまし
たしました。この二法案に對しまし
ては本日岡野國務大臣の出席を求めま
して説明を聞いた上、これに對してい
ろいろの関連質問をして頂く。その内
容の質疑応答に入るかどうかはその後
において本委員会において協議の上き
める。もう一点は、先般の本委員会
で取扱ひました八幡浜市の警察の問題で
あります。先般の警察の問題でい
ろいろ御相談した際に、結論としては
全警察に對して警告とまでは行かなく
ても、要望なり申入れなりをしたらど
うかというふうなお話でありましたの
で、その案文を作りましたので、これ
を理事會に諮りました。お手許に配つ
てございますので、この案文について
大体これでもいいじやないかという御意

見もございましたが、これを改めて皆
さんにお諮りするというこの二件であ
ります。以上が御報告でございます
が、これについて御意見を承わりたい
と思ひます。

○小笠原三三男君 岡野國務大臣から
提案説明を聞くという事については
異議ありません。ただ聞いたあと、ど
ういうふうなこの案件を取扱つて行
くかという事は問題は別であります。

それから八幡浜市の警察に關する件に
ついて全警察に申入れをして、趣旨の
徹底を図るという事については至極
同感であります。ただここで私希望を
申上げたのですが、当委員会が八幡
浜市における警察關係の証人を呼ん
で、その証言をとつた趣旨は、民主警
察の意義を闡明して、警察行政の行
きぬないよう、又言論等に關する基
本的人權は飽くまでも尊重するべきだ
という前提に立つて、ああいう措置を
とつたのであります。我々は警察或
いは檢察官或いは裁判所とは趣きの違
う委員会でありまして、結果として
こういう委員会の行為が關係した具体
的な、個人の進退に影響するような結
果を……或いは影響を及ぼすことは
我々の本意でないものであります。従
つてこの申入書の案文を見ました場合
に、具体的に八幡浜市の事件が取上げ
られ、それが契機となり、而もこの事
件に關して遺憾である、行過ぎである
という事で、警察を結論としては具
体的に批判しておるのであります。こ
れが全警察官に行き亘るということに

なりません。八幡浜市の数十人の
警察官は自衛することは無論でありま
すが、その責任者である警察署長或
いはそれを指揮監督する公安委員諸君
の進退に影響なしとは言えないのでは
ないかと思ひます。少くとも責任を持
つて警察行政を担当する責任者である
署長は、当然これは引責辭職するであ
らうという事が予見せられます。そ
ういうことでは我々の本意からしま
すので、私はこの申入書のこの表現で
は田録証人の生活權の問題を憂えて、
基本的人權尊重の立場から証言をとつ
たものが、今度は逆のはうのかたの生
活權の問題にまで影響するということ
では、私忍びないものがあるもので、こ
の表現についてはもう一度専門員等
において検討して頂きたいというふう
に考えます。

具体的に申しますならば、この契機
となりました八幡浜市の事件その他は
一切この表現から削除してしまふ。そ
うして一般に最近頻々として起る
云々というふうなことで、一般的な事
件の概観と、それに対する我々の心配
の点を掲げて、それに対して申入れる、口
頭を以て八幡浜事件を引張り出して申
入れるということによつて、全警察官
に係は、このことによつてこれが出来
たという事は確実なんです。部
内の問題としては如何ほど八幡浜事件
が取上げられようとも、私は穩便にこ
れが済むのではないかと考ふる次第で
あります。(「賛成」と呼ぶ者あり)で、

この点お取扱ひ願ひたいと思ひます。
○安井謙君 只今の小笠原委員の御意
見は誠に御尤もだと思ひるので賛成した
と思ひます。それから地方税法の一
部改正に關する、理事會において何
方針でおきまりになつたことがあれば
具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 最初に小笠
原君の発言がございました。それに対
して安井委員より賛成の意見の開陳が
ございましたが、これは私も誠に御尤
もな点であると思ひますが、各位に
おいても御異存がなければその趣旨で
もう一度この案文を練りまして、再び
お諮りいたし、そうして口頭で關係
者に申したいと、さうして存じます
が、御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) それではさ
うに八幡浜市の問題は取扱ひます。
○委員長(西郷吉之助君) 安井さんの
今のお尋ねでございますが、実は最初
に今御報告をした通りでありまして、
改めて申上げますが、地方税法の改正
案並びに地方財政平衡交付金の改正
案、この法案は本日の理事會で、今日
岡野國務大臣の出席を求め、提案理由
の説明を聞くことにして関連する質問
を大臣にする。二法案の内容の質疑応
答をするかしないかは、大臣に對する
質疑応答の終つた後に、皆さんにお諮
りして決定する。そういうことになつ
ておりますから、さう御了承願ひ
ます。

只今岡野國務大臣が遅延しながら出席になりましたから、最初お諮りいたしました通り地方税法の一部を改正する法律案並びに地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、この二件につき岡野國務大臣の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(岡野清濤君) 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。御承知の通り現行地方税法は、兩次に亘るシヤウブ勧告の趣旨とするとともに、地方財政自主権の強化拡充及び住民負担の合理化を目標として従前の地方税制を根本的に改革したものでありまして、その施行以来漸次所期の成果を挙げたものであります。が、何分にもそれが根本的な改革でありましたことと、最近における社会経済事情の変化によりまして、これに相当の修正を加える必要があるものと認められるに至つてゐるのであります。

政府におきましては、これらの問題について鋭意研究を重ねてゐるのではありませんが、現行地方税制の全般に亘る改正は、更に慎重な準備を以てこれを他日に期することとし、今国会においては、差当り必要な最少限度の改正を行うこととした次第であります。

次に、本法律案の内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は、市町村民税の法人税割及び法人の事業税についてであります。即ち、市町村民税の法人税割及び法人の事業税の納期限は、法人税の場合と同じく、事業年度終了後二月以

内となつてゐるのでありますが、最近における金融及び取引の事情に鑑み、その徴収の円滑を期するため法人税法の改正に準じ納税者の申請に基づき、その税額の二分の一の額以内において、三月を限度としてその徴収を猶予することとしたのであります。

改正の第二点は、附加価値税についてであります。附加価値税は現行地方税法において初めて創設されたものであります。その実施の結果が我が国の社会経済に及ぼす影響が甚大であることに鑑み、施行準備の万全を期するため現行地方税法制定の際、二年間その施行を延期することとされたのであります。即ち、いよいよ明年一月一日から施行されることとなるのであります。今日の我が国の社会経済の情勢及び地方税制全般との関連上、予定通り附加価値税を実施することについてなお暫らく慎重な検討を必要とするものがあると認められるのであります。

よつて、附加価値税の施行に関する結論を得るまでの間、附加価値税の課税標準について加算法を採用することについての届出の期限、青色申告書により申告することについての承認申請の期限等を昭和二十七年三月三十一日まで延期して、混乱の発生を防止することと致したのであります。

改正の第三点は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましても、本税創設以来評価基準の作成等、所要の事項について努力を重ね、本税運営の最も重要な点である評価の適正化に万全を期して参つたのであります。が、何分にも固定資産の評価といふことは初めての試みであります。ため、まだ完全とは言ひ得ないのであり

ます。従つて、来年度におきましてもなお評価につき十分な調査をいたし、適正なものとして行く必要が痛感されるのであります。これがため、昭和二十七年年度の固定資産税に係る固定資産の価格、決定の期限を六月末日まで四月月間延期し、それまでの間は、前年度分の固定資産の課税標準となつた価格に基いて仮徴収し、八月以降の納期において本決定価格に基いて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化を図ることとしたのであります。以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに議決せられんことを希望する次第であります。次に只今、提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法律案は、地方財政平衡交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見いたしました場合において、簡易に必要な調整の措置をとることができるように、所要の規定を整備しようとするものであります。以下本改正法律案の内容の概要について説明申し上げます。

改正の第一点は、地方財政平衡交付金の額が決定した後において、その額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合において、当該地方団体の基準財政需要額又は基準財政収入額について増加し、又は減少する額は、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、当該地方団体に交付すべき交付金の算定に用いられるべき基準財政需要額

又は基準財政収入額に加算又は減算する方法によつて調整し、この調整したものを当該地方団体の基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができるとするものであるものであります。

改正の第二点は、錯誤にかゝる数を用いた年度後の年度において、以上のような措置を行うこととしますとき、たまたま当該地方団体の基準財政収入額が、基準財政需要額を超えている地方団体又は以上の措置を行なつた結果、そのようになる地方団体において交付金の交付不足額があるときは、これを限度として当該年度の地方財政平衡交付金のうちからこの部分を交付し、又、交付金の交付超過額があるときは、これを限度として別途に返還させることとしたのであります。

以上の二点について今回改正をしようとしたのは、今回の補正予算成立後に行ふことを予定しておりました。地方財政平衡交付金の本決定の際に、すでに発見いたしました昭和二十五年年度の地方財政平衡交付金の算定における錯誤を調整したいからであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されんことをお願いする次第であります。

○小笠原三男君 補足説明等として頂けるかと思つてありますが、その前にお尋ねして置きたいのですが、これは委員長に対してであります。この二つの法案は、先週、その前の土曜日からかと思つてありますが、参議院においては予備審査に付せられておつたのであります。然るに本月初めて本審査になりまして、その間委員長のほうに對し

て政府側からどういふ御連絡があつたのか念のため伺ひて置きます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今的小笠原委員にお答えいたします。実は今回の臨時国会が召集されました、最初に委員長會議がありまして、その際、政府より官房長官も御出席になりました。各法案の大体のことを伺ひました。その際、本委員会に對しましては提出すべき法案が決定しておらないというお話でございましたので、私は委員長といたしまして臨時国会における本委員会の運営方針を決定する上に必要であるから、政府が若し本委員会に法案を提出しようとするならば、あらかじめ前以て委員長に予告をして頂きたいということを要望して置いたのであります。然るにその後何らの政府からの連絡もなく、突如として会期切迫してから、去る十日並びに十二日におの／＼法案が一件ずつ提出されたのであります。委員長といたしましては、先ほど申し上げました通り要望してあるにもかかわらず、何らの予告もなく突如として会期切迫して出されたので、誠に遺憾に思つたのであります。従つて私は直ちに政府に對して、さういふ申入れをしたのであります。が、会期も切迫しており、殊に十日の朝には委員会の開催前に理事会を開きまして、その後の方針を決定した、その日の午後には法案が出ましたので、御承知の通りその間の法律案審議の余裕がなかつたわけでありまして、私はさういふ点を誠に遺憾に思つた次第であります。今小笠原委員が申されまじつたように予備審査の余裕もなく、直ちに本審議に入らざるを得ないような結果になつた点であります。その点は委

員長といたしまして岡野國務大臣に對して誠に遺憾であるというふうなことを申し上げざるを得ないのであります。

○小笠原二三男君 事情はよくわかりましたが、それならば岡野大臣にお伺いしますが、これは本日漸く本審査になつたのであります。本日は会期延長後に入ります。この法案はどう措置されようとして参議院側のほうには今日まで御連絡がなかつたのであるか、この点お伺いします。

○國務大臣(岡野清豪君) 私は衆議院で通りまして、早速こちらのほうへ廻つておるものと考へておりました。誠に遺憾であります。

○小笠原二三男君 いや、遺憾だということとはわかりましたが、この法案をどうしようか、どういう御予定を以てこれを結末付けようとお考へになつたのか。会期延長しなければ、これは審議未了なり、継続審査に移るべき運命にあつたものなのです。だからそうなつてもよろしいという考へであつたというのを私は肯定しているのではないかと思つたのですが、その点を伺つておるのです。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。極く簡単な法案でございますから、衆議院でも二日ばかりで御審議を願へたものでございますから、ぎりぎり一杯に御審議願へるものと実は考へておつたわけであります。

○小笠原二三男君 それは当該大臣としては、そういうふうな手輕くそれだけでお考へになるかも知れませんが、これも、これは参議院の常任委員長懇談会或いは議院運営委員会等で以て会期の後半にはこういうものを、この法案

の提出については慎重に扱つて欲しいと再三の要望もして、官房長官においてもそれを諒とせられておつたのが、この法案は後半に出て来て、出て来たならば少くとも委員会に對しても政府に協力して欲しいとか、或いは審査を促進して欲しいとか、いろいろ御連絡があつてもよかりそうなのも、それが無い。而も二、三日前の議院運営委員会において官房長官に、かかつている法案の問題についていろいろお尋ねしました場合に、この二つの法案は法案の性質上、その内容から言つて十二月三十一日まで法律となればいいのであつて、今国会における成立を期待しなかつてもいいという御発表があつたのであります。従つてやはり岡野さんのほうでもそういう考へがあつてゆつくりした手順でどういうふうになつて来たのであろうか。そうなれば私たちのほうもやり方があるという考へから、こういうことをお伺いしているのです。何もやかましいことを追及しているのではないのであります。従つて官房長官が言つたこの程度に考へて行つていいのかどうか、ちよつとお伺いしたい。

○國務大臣(岡野清豪君) 手違ひで非常に出れまして恐縮でございます。官房長官のほうでどう申しましたか、実はあなたから伺つて初めて知つたわけでございまして、新聞でちよつと見たことで疑問に思つておつたのでございします。当該所管大臣といたしましては無論これは提案します以上は、是非御審議を願つて会期中に御決定を願ひたいということは、もう初めから考へておりました。通つても通らなくてもいいような、そういう簡単な考へを以て

臨んではおらなかつた。事ここに至りましたのは、全く私のほうの手違ひで非常に遺憾に存じます。

○委員長(西郷吉之助君) そのほかにも御発言はございませんか。

○小笠原二三男君 私、実は内容について発言があるのですけれども、ところが、それをお尋ねするやうなもので、みんなお尋ねしなくやならんので、多分同じ考へで、皆さんも總括的な前提になるやうなことでとめておくわけにはいかんのですから、じつとしておられるじやないかと思つたので、これは委員長においても本日ずつと入つて行くのではない限りは、もうこの程度にしておいて頂かないと、進まないのじやないかと考へますが。

○委員長(西郷吉之助君) それではお諮りいたしますが、今小笠原君からの御発言がございましたが、今朝の理事會でも提案理由の説明を聞き、いろいろの總括的な問題について國務大臣に尋ねたというふうな、民主党の理事會のかたから御意見がありました。只、今委員会に入られる前に、内容に關しては今後質疑に入られることを、この際岡野國務大臣に尋ねられるか、如何いたしますか、お諮りいたします。

○安井謙君 今小笠原君から御質問がありましたように、法案が非常に参議院で正式審議が遅れたことは非常に遺憾なものであります。ほかに官房長官談として新聞に出たやうな多少行き違ひがあつたことがある。これも非常に遺憾だと思ひますが、この取扱について、この法案自身を、今御説明を伺つてみますと、どうも今国会中にできれば我々は審議したいという感じを今持

つたわけなんです。そういうような運びになるかどうかを一つこの委員会に、なるかどうかでなくて、できるやうに一つ御意見のあるところも伺つて、その取組みを先にしたほうがいいんじゃないかと思つたのですが、お諮り願ひたい。

○委員長(西郷吉之助君) 只今安井委員より御発言がございましたが、それに関連して御意見がございますれば伺いたいと思ひます。

○林屋龍次郎君 只今安井さんの御提案の通り、我々は今国会会期中にこれを審議したいと思ひます。さういふ皆さんお取計らいをお願いしたいと思います。

○小笠原二三男君 私も今会期中に上げたいという努力を以て、議員としては進むのが至当であらうと考へます。ただ問題の性質上上らなくなる場合もあるかも知れません。併し私たちとしてはそういう努力をするように次回からは質疑を展開して進めて行くというふうにしたかと考へます。

○岡本愛祐君 個々の質問は次回に願つて、政府委員から補足説明を詳しう、今次官もおられますから、してもらつておいたらどうですか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今岡本委員からの御発言がございましたので、只今の岡野國務大臣の提案理由の説明に補足して、政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) それでは大臣の只今御説明申し上げました二法律案につきまして、若干補足的に條文に基きまして御説明申し上げます。最初に地方税法の一部を改正する法律案に關しまして申し上げます。これは

「現行法との対照」というのがございしますが、これと改正法律案と両方御覽願ひたいと思ひます。

第十六條の四と第十六條の六、この二つは徴收給予の制度に關する改正の問題でございまして、十六條の四は現行法にございまして徴收給予の制度であります。これも国税徴收法の改正であります。この国税徴收法の改正をやはり政府といたしましては国会のほうにお願いをいたしておりました。それと歩調を合わせた改正が第十六條の四であります。差當つてこの十六條の四の一番最初のところに、「第十六條の六」というのを加えておりますが、これは今回新しく徴收給予の制度を法人税制及び法人の事業税について設けようという關係から、この徴收給予の制度を取消する場合の一つの項目といたしまして、第十六條の六を加えたわけでありまして、十六條の四の第一項の二、三、三の改正は、国税徴收法の改正に即應いたす改正でございまして、字句をやや明瞭にいたしました程度の改正でございします。

それから第十六條の六であります。これは先ほど大臣から御説明申し上げました今回新たに認めようとする徴收給予の問題であります。これは今までの徴收給予の制度は、すべての地方税につきまして認められる制度であつたわけでありまして、これは法人税制と法人の事業税、この二つについてのみに適用される徴收給予の制度であります。そうしてその程度は、法人税制額又は法人事業税額の二分の一に相當する税額以下の額、さういふことであります。徴收給予の條件といたしましては、一般の徴收給予の制度につきまし

「現行法との対照」というのがございしますが、これと改正法律案と両方御覽願ひたいと思ひます。

第十六條の四と第十六條の六、この二つは徴收給予の制度に關する改正の問題でございまして、十六條の四は現行法にございまして徴收給予の制度であります。これも国税徴收法の改正であります。この国税徴收法の改正をやはり政府といたしましては国会のほうにお願いをいたしておりました。それと歩調を合わせた改正が第十六條の四であります。差當つてこの十六條の四の一番最初のところに、「第十六條の六」というのを加えておりますが、これは今回新しく徴收給予の制度を法人税制及び法人の事業税について設けようという關係から、この徴收給予の制度を取消する場合の一つの項目といたしまして、第十六條の六を加えたわけでありまして、十六條の四の第一項の二、三、三の改正は、国税徴收法の改正に即應いたす改正でございまして、字句をやや明瞭にいたしました程度の改正でございします。

それから第十六條の六であります。これは先ほど大臣から御説明申し上げました今回新たに認めようとする徴收給予の問題であります。これは今までの徴收給予の制度は、すべての地方税につきまして認められる制度であつたわけでありまして、これは法人税制と法人の事業税、この二つについてのみに適用される徴收給予の制度であります。そうしてその程度は、法人税制額又は法人事業税額の二分の一に相當する税額以下の額、さういふことであります。徴收給予の條件といたしましては、一般の徴收給予の制度につきまし

「現行法との対照」というのがございしますが、これと改正法律案と両方御覽願ひたいと思ひます。

てはそれ、経済状態が非常に悪くな
りましたとか、その他特殊な徴収予
き条件がございするが、この徴収
予の制度につきましては、そういうよ
うな条件は一切ないのでありまして、
事業年度終了後二カ月以内、即ち申告
納付をいたしますその申告書の提出
期限内に徴収予をしてもらいたい
いうことを申請いたしますならば、す
べての法人事業税或いは法人税割につ
きまして徴収予をしてもらうことが
できると、こういう建前に規定をいた
してあるのであります。それからその
次に一般の制度と違つております点
は、期間が一般の制度は一年というこ
とでありまして、これは申告書の提
出期限から三カ月と、こういうこと
であります。従つて一般の七、八割の法
人の事業年度は大体九月三十日で終
るものが多いわけでありまして、そ
の事業年度終了後二カ月以内に法人税
割或いは事業税を納めなきゃならな
いので、その期限が十一月三十日であ
るわけでありまして、その提出期限から
三カ月を限度としてやる。こういうこ
とになりますから、結局来年の二月ま
でに徴収予をされた分は納めればよ
ろしい。これを実質的に申し上げます
れば、結局事業年度終了後二カ月前に二
分の一の額を納める、従つて十一月三
十日までに二分の一の額を納め、残り
の二分の一の額は来年の一月三十一日
までに納めると、こういうことになり
まして、結局納期が、現在事業年度終
了後ですから、六カ月の事業年度をと
つております所は年二回でありまし
るが、それが実質的には年四回にな
る、こういうわけでありまして、第二項
は特別に御説明申し上げるほどのこと

ないと思ひます。それから第三項にお
きまして、徴収予をいたしますのは
二分の一の額、要するに徴収予を
受ける額以外の額、実質的に申せば二
分の一の額は必ず事業年度終了後二カ
月以内に完納しなければならぬわけであ
りまして、若しそれを完納しないとい
う場合においては、その徴収予を取
消して直ちに徴収できる、こういうふ
うにいたしておるわけでありまして、
それから三十一條の二、七十二條、
六十四條の二、この三カ條の條文は附
加価値税に関する改正でございまして、
大臣の御説明にありましたように、法
人の事業税にかかる附加価値額の算定
につきましては、控除法によりする
ものと、加算法によりするものと、
二通りあるわけにございするが、加
算法によりする場合には、おきま
して、現行法におきましては昭和二十六
年の十二月三十一日までにこれを府県
知事に届出でまして、承認を求めな
ければならぬようになっておるわけであ
ります。十二月三十一日ということ
は、来年の、即ち昭和二十七年の一月
一日から附加価値税を実施いたす建前
で、そのようにいたしておるわけに
ございまして、附加価値税の実施の可否
並びにこれに対する問題の根本的な解
決につきましては、いま暫らく政府に
研究の時期を與えて頂くとうこと
で、これを一応昭和二十七年の三月三
十一日まで延ばして頂くとうことがこ
の三十一條の二の改正案であります。
七項は前の十六條の六との関係で字句
の整理をいたしただけでありまして、
第七十二條は今の期間の関係でござ
いまして、昭和二十七年一月一日の属
する事業年度ということに始期を抑え

ておりますのを、やはり延ばします
関係から、一月一日から三月三十一日
までというふうに延ばしておるわけ
であります。その他後段のほうも同様で
あります。
第七十四條の二のほうは、附加価値
税につきまして、青色申告の制度を
ろうとう場合にはおきまして、都道府
府県知事にあらかじめそのことを届出
まして、承認を受けなければならぬわ
けでございするが、その関係の期限を
変更いたそうとうわけでありまして、
それからその次の第三百二十七條、
これは市町村民税の法人税割に關する
規定でございするが、新しく設けよ
うという「第十六條の六第一項の規定
によつて徴収予を受けた法人がその
徴収予に係る税金を納付する場合を
含む」というふうに入れます、延滞
金は徴収予を十六條の六によつて受
けましてこれを納めなければならぬ
に、要するに納期限後に納める場合に
延滞金を付するわけでありするが、
その原則は今新しく設けようとする
の制度につきまして徴収予を受ける
ことになりまして、これだけは納め
なきゃならぬ、こういうわけでありま
す。
それから第三百二十九條は、やはり
今回新しく認められまする徴収予
というの、普通の、要するにそれを
合法的に納期を延ばすことを認めるわ
けでございするもので、納期限後、納
めないとすることのために督促状を
する一般の滞納処分の督促手続はと
らない、つまり督促状を發しない、こ
ういうわけでありまして、
第三百六十四條の二、これは昭和二
十七年度分の固定資産税の徴収の關係

でございするが、固定資産税の徴収に
つきましては、先ほど大臣から御説明
を申し上げましたように、一応昭和二十
六年分、即ち今年度分の固定資産税の
課税標準として固定資産課税台帳に登
録された価格を基礎にいたしまして、
来年の二十七年七月以前の納期、即ち
四月、六月の納期につきましては固定
資産税をとる。即ち六月三十日までに
固定資産の価格を決定いたしまして、
それ以後の、八月以後の納期におきま
して精算をする、こういう関係の規定
であります。第三項はそういう趣旨を
納税者に交付する徴収令書の中に明確
に書き上げておけ、こういうわけであ
ります。
それから第三百七十三條は、これは
字句の関連規定の整理であります。
第三百八十九條、これも第三百九十
二條の規定を新しく挿入いたします
関係の字句整理であります。
第三百九十九條の二、これは二十七年
度分の固定資産税につきまして三百九
十一條第一項の規定に準じて、関係市
町村に地方財政委員会が価格を配分
し、それを三月三十一日までに当該市
町村の長に通知しなければならぬ。
これはいわゆる大規模の固定資産であ
りまして、関連のある市町村に価格を
配分したものであります。これに
対しましては全体の価格決定の時期を
遅らす関係で、三月三十一日というふ
うに遅らしておるわけでありまして、
第三百九十二條の二のほうも、価格
の通知の時期を六月三十日までに、一
般の価格決定の時期と同じように延ば
す、こういうわけでありまして、
第四百十一條の二、四百十六條の
二、四百十八條の二、四百二十九條の

二というの、いずれも期間の変更に
關する規定でありまして、固定資産の
課税台帳の繰越期間、それから固定資
産の価格概要調査書の送付の期限、固定
資産評価審査委員会の審査のための会
議の開催の期間、これらをいずれも変
更をいたそうとうわけでありまして、
第七百六十三條の三は、法人事業税
につきまして徴収予をいたします
場合におきましては、延滞金はやはり
これは取るのであるということ念の
ために書き加えておるだけでありま
す。
第七百六十五條のほうは、徴収予
をいたした場合におきまして、
一般の督促処分によりする督促状の
発行はいたさない。要するに滞納処分
をいたさない、こういうわけであ
ります。
以上が大体地方税法の一部改正法案
の概略の説明であります。
次に地方財政平衡交付金法の一部改
正法案につきまして申し上げます。
これは先ほど大臣から説明を申し上げ
ました通りでございまして、特に附加
えて申上げる点はないと存じますが、
要するに現行法のまゝにおきましては
平衡交付金の基準財政需要額、或いは
基準財政収入額の算定に錯誤があつた
場合におきまして当該年度におきまし
てこれを措置する。そしてその場合に
おきましては返還いたします場合に
は新しくそれだけのものを、やまし
く申上げますならば予算に計上し
てやらなければならぬとせんし、返還を
いたします場合におきまして、こ
れを一般の雑収入として国の一般の歳
入の中に入れてなければならぬといふこ
とになりますので、却つて手続が面

務大臣は、もとより地方自治庁の長官とされて、府県並びに市町村の財政状態もよく御存じのはずでありますから、我々はこの交渉に対して邪魔をされるはずはないと思います。併し大蔵当局のほうにおいては必ずしもそうじやないと思います。いろいろの国家財政の窮乏というようなことを理由にして、それほど必要ないというようなことを総司令部のほうに對して自分の意見を固執されるような虞れが多分にあると思うのであります。どうか岡野國務大臣においてはそういうことがないように、よく大蔵大臣にお話をして頂きたいと、国会もできるだけ努力をいたしますが、政府は両院が決議をしたのでありますから、十分尊重されて、この目的が達成するように、而うして地方財政の窮乏を救うように努力をされたい。それだけ附言して申し上げます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは本

情(第二五三號)
一、東大都市財政強化拡充に関する陳情(第二五五號)
一、消防組織法中一部改正に関する陳情(第二五九號)
一、非常勤消防団員公務災害補償費国庫補助に関する陳情(第二六〇號)
一、消防施設費起債増額等に関する陳情(第二六一號)
一、消防水利施設費国庫補助増額に関する陳情(第二六二號)

第八九三號 昭和二十六年十一月一日受理

平衡交付金増額に関する請願 請願者 鹿兒島県串木野市長 橋口行彦

紹介議員 西郷吉之助君

鹿兒島県串木野市においては、さきのルース台風によつて、多数の船舶を流

たし、明日午前十時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

十一月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月十日）

十一月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月十日）

十一月十五日日本委員会に左の事件を付

第九三〇号 昭和二十六年十一月
 二日受理
 平衡交付金増額に関する請願
 請願者 京都府福知山市役所内
 福知山市役所職員組合
 内 垣尾雅己外一万二
 千名
 紹介議員 西郷吉之助君
 地方自治の確立のためには地方財政の
 健全な発達が必要な條件であるが、現
 在の地方財政の窮乏は憂慮にたえない
 増額せられたいとの請願。

ものがあり、このまま推移すると、職員給与の引上げ、六・三制校舍建築、荒廃した道路、橋の修築、失業対策事業等、当面の重要諸施策はほとんど実施不能の重大危機に直面するから、すみやかに平衡交付金を増額せられたらとの請願。

第一〇〇二号 昭和二十六年十一月七日受理

平衡交付金増額に関する請願

請願者 宮崎県東諸郡移佐村 小山田 柏山武夫外九

千三百三十名

紹介議員 竹下豊次君

補正予算の編成を控え、地方財政危機打開および、義務教育六・三制完全実施のため、地方財政平衡交付金の大幅増額を図らねばとの請願。

第一〇五九号 昭和二十六年十一月八日受理

平衡交付金増額に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町高 鍋西中学校内 井上文

雄外一万一千八百九十九名

紹介議員 三輪貞治君

義務教育の無償と教育の機会均等は国民の義務であるとともに権利である。しかるに地方財政の窮乏によつて、教員の給与は生活を保障するに至らず、教員数を減少すること、六・三制に要する校舎は不完全な現状で、機会均等の條文は空文化される虞れがあるから、義務教育の確立を期するため平衡交付金を増額せられたらとの請願。

第九六八号 昭和二十六年十一月六日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 富山市表町四富山県販 売購買農業協同組合連

合会長理事 吉田実

紹介議員 小川久義君

トラック事業者は、戦前戦後を問わず、トラック輸送を通じて一般産業の復興、進展および民生の安定に多大の貢献をなしてきた。しかしてトラック事業は従来より公共的事業として、運賃および料金は物価統制令の適受を受け、政策的裏付けとして政府から事業補助金の交付を受けてきたが、昭和二十三年以降は補助金制度が廃止されて、トラック事業者は一方的犠牲を余儀なくされ相対力の限界に達しているから、公益性を有する営業用トラックに対する自動車税を軽減せられたらとの請願。

第九六九号 昭和二十六年十一月六日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 愛知県東加茂郡足助町 大字足助字橋平三九ノ

四足助貨物株式会社社々

長 宇井武夫

紹介議員 成瀬隆治君

この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

第九七二号 昭和二十六年十一月六日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 高知市樋崎町五三 宮崎開作

紹介議員 山内卓郎君

この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

紹介議員 入交太蔵君
この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

第一〇〇一号 昭和二十六年十一月七日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東一ノ二社団法人東京トラ

ック協会会長 河由葉幸

紹介議員 黒川武雄君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一〇三七号 昭和二十六年十一月八日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願(二通)

請願者 福井県武生市北吾妻町 二四越前貨物自動車株

式会社取締役社長 小

島政次郎外三名

紹介議員 早川慎一君

この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

第一〇五三号 昭和二十六年十一月八日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 愛知県豊橋市花田町東 郷一二瀬美運輸株式会

社取締役社長 谷田重

信

紹介議員 山内卓郎君

この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

第一〇六〇号 昭和二十六年十一月八日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本 県トラック協会内 渡

辺幸義

紹介議員 深水六郎君

この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

請願(二通)

請願者 高知市歌前町六高知県 合同運送株式会社取締

役社長 里見正安外一

名

紹介議員 西山亀七君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一一三二号 昭和二十六年十一月十日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願(四通)

請願者 滋賀県神崎郡八日市町 大字浜野九〇ノ一湖東

陸運株式会社取締役社

長 岡栄吉外三名

紹介議員 村上義一君 長谷山行 敏君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一一三三号 昭和二十六年十一月十日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 大分県中津市大字島田 三三八ノ一 二豊運送

株式会社取締役社長

深尾新吉

紹介議員 一松政二君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一一三四号 昭和二十六年十一月十日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 熊本市花畑町三一熊本

県トラックの自動車税軽減に関する請願

県トラック協会内 渡

紹介議員 城義臣君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一一三九号 昭和二十六年十一月十日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 山口市大字上宇野令三

紹介議員 中川以良君 重宗雄三君

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一一五六号 昭和二十六年十一月十日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 名古屋市中川区富船町

紹介議員 長 板橋清蔵

この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

第一〇三二号 昭和二十六年十一月八日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県相馬郡磯部村議

紹介議員 鈴木直人君

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その

他災害による臨時経費増加等のため、地方財政の窮乏はその極に達し、自治本来の目的を遂行できない実情にあるから、地方自治確立のため地方財政平衡交付金を増額せられたいと、地方債の増額を拡大せられたいとの請願。

第一〇九八号 昭和二十六年十一月九日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 島根県松江市東本町一

紹介議員 中田吉雄君

六・三制義務教育の完全実施のため地方財政平衡交付金を増額せられたいとの請願。

第一〇七六号 昭和二十六年十一月八日受理

平衡交付金増額および六・三制教育確立に関する請願(二通)

請願者 福島県相馬郡原町 牛

紹介議員 鈴木直人君

最近六・三制の普及および平衡交付金の大幅増額等により、いまや六・三制は根底から崩壊の寸前であるから、(一)六・三・三・四学制の堅持、(二)地方公務員も国家公務員と同様一万二千元ベースを即時実施、(三)旅費完全支給の財源補償、(四)建築予算の大幅増額、(五)教員定数の確保等を実現するため、平衡交付金を増額せられたいとの請願。

第一一三五号 昭和二十六年十一月十日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県相馬郡磯部村議

紹介議員 鈴木直人君

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その

久六島の青森県編入反対に関する請願

請願者 秋田県知事 池田徳治

紹介議員 長谷山行蔵君

秋田県山本郡岩館村沖合に位置する久六島の帰属については、明治二十五年八月の内務、農商務両大臣連名による訓令第四九七号によつて、青森、秋田両県の入会漁業地として協定使用しながら現在に至つてゐる。しかるに今回青森県が同県深浦町の区域に編入したことは、一方的独善処置であるから、同島の地籍編入については慎重に再検討せられたいとの請願。

第一一四五号 昭和二十六年十一月十日受理

地方財政法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関

自治体警察の創設に伴う施設の建設費についてはこれを認める旨規定されているが、窮乏した自治体の財政を考慮されてこの規定を削除し同法第五條の六に「自治体警察費中臨時的使用に充て一般的財源により難い場合を加えるよう法律を改正せられたいとの請願。

第一一六二号 昭和二十六年十一月十日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県相馬郡大館村議

紹介議員 鈴木直人君

最近における物価の高騰その他経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その他災害による臨時経費の増高等によつて、町村財政は破たんしひんしているから、地方財政平衡交付金の増額と地方債の増大によつて町村が本来の使命を達成し得るよう急速に適切な財政措置を講ぜられたいとの陳情。

第二〇八号 昭和二十六年十一月

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県相馬郡大館村議

紹介議員 鈴木直人君

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その

会館内福岡県自家用自動車組合連合会内 中

村義廣外三十名

紹介議員 吉田法晴君

税制懇談会の政府諮問に基く自動車税の引上げ案は、わが国自動車界に一大暗影を投じ、諸産業の衰微を招来するものであるから、このような案には反対であるとの請願。

第一一六二号 昭和二十六年十一月十日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県平田町六八福

紹介議員 木村守江君

この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第二〇二号 昭和二十六年十一月一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(十八通)

陳情者 福島県相馬郡大館村議

最近における物価の高騰その他経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その他災害による臨時経費の増高等によつて、町村財政は破たんしひんしているから、地方財政平衡交付金の増額と地方債の増大によつて町村が本来の使命を達成し得るよう急速に適切な財政措置を講ぜられたいとの陳情。

第二〇八号 昭和二十六年十一月

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 福島県相馬郡大館村議

紹介議員 鈴木直人君

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その

二日受理 平衡交付金増額等に関する陳情(十六通)

陳情者 滋賀県坂田郡米原町議

紹介議員 村川常吉外十五名

現下の窮乏した町村財政を打開するため、(一)地方財政平衡交付金の増額、(二)地方債の増大等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二二二号 昭和二十六年十一月六日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(三十通)

陳情者 新潟県古志郡東谷村議

紹介議員 島根七郎外三十二名

この陳情の趣旨は、第二〇二号と同じである。

第二二九号 昭和二十六年十一月七日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(百二十通)

陳情者 福島県雙葉郡幾世橋村

町村行政は、最近の物価の高騰、経済事情の変動等によつて財政需要の重圧が極めて大きく、自治本来の目的を遂行し難い実情にあるから、平衡交付金の増額および地方債の増大等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二四〇号 昭和二十六年十一月七日受理

平衡交付金増額等に関する陳情

陳情者 島根県平田町六八福

紹介議員 鈴木直人君

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令の改変に伴う国政委任事務の膨脹、その

議會議長会内 中村玄

孔
地方自治体の強化は、一にその財政の確立にまつべきものであるが、地方財政の現状は、経済情勢の逼迫に伴い窮乏の極に達しているから、平衡交付金の増額および起債額の拡大について特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二四二号 昭和二十六年十一月八日受理

平衡交付金増額等に関する陳情（百十一通）
陳情者 長野県諏訪郡富士見村 議會議長 小松喜作外 百二十六名

最近の物価の高騰、経済事情の変動による人件費、物件費等の増大、法令改正に伴う国政委任事務の膨脹、その他災害による臨時経費増加等のため、地方財政の窮乏はその極に達し、自治本来の目的を遂行できない実情にあるから、地方自治確立のため地方財政平衡交付金を増額せられたいとの陳情。

第二〇四号 昭和二十六年十一月一日受理
陳情者 長崎市千馬町一ノ一〇 長崎県自動車用自動車組合 新井興美

自家用自動車税引上げ反対に関する陳情
長崎県自動車用自動車組合 新井興美

自家用貨物自動車は、わが国産業経済の発展のため多大の貢献をなしているにもかかわらず、自家用なるが故にしやし視され、営業用車とその税額を差別されることは不合理である。また、タイヤ、燃料、車両部分品、修理費等は他の物品に比しいちじるしい上昇を示し、自家用自動車使用者の負担能力は極限に達しているから、現行通り平等に課税せられたいと共に、課税引き上げには反対であるとの陳情。

第二二一号 昭和二十六年十一月五日受理
特別平衡交付金に関する陳情
陳情者 京都府南桑田郡龜岡町 長 中田安次外十七名

昭和二十六年七月十一日の大豪雨は、京都府南桑田郡龜岡町を中心に未だの大被害をもたらした被害総額二十六億円、尊き犠牲者百四柱を算する一大惨事をひき起したのであるが、その後郡民一丸となつてこれが復旧に努力しているが、窮乏した町村財政の現状では到底復旧できないから、特別平衡交付金の措置を採られたいとの陳情。

第二二二号 昭和二十六年十一月五日受理
平衡交付金増額に関する陳情
陳情者 京都府南桑田郡龜岡町 長 中田安次外十七名

昭和二十六年度地方平衡交付金仮決定により明らかにされた数字によれば、前年度に比し激減となり町村財政に一大脅威を與えているから、これが本決定に際しては地方の実状を充分検討の上、自治の運営に支障のないよう善処せられたいとの陳情。

第二二八号 昭和二十六年十一月七日受理
平衡交付金増額に関する陳情（三十三通）

陳情者 奈良県吉野郡下市町大字阿知賀 木曾熊一外 四百三十一名
今回奈良県教職員組合が奈良県知事に要望した人事院勧告の給與ベース即時実施については、平衡交付金の増額によるほかは解決の方法がないから、平衡交付金増額の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二四一号 昭和二十六年十一月七日受理
平衡交付金増額に関する陳情（十通）
陳情者 和歌山県日高郡川中村 大星小学校内 戸根栄三郎外九名

わが国現下の教育制度は、地方財政の窮乏に伴い、教育施設の充実はずもとより、教員の待遇改善、義務教育の完全実施等すべての面において折角の新制度も崩壊の危機にひんしているから、平衡交付金の大幅増額を図られたいとの陳情。

第二二二号 昭和二十六年十一月六日受理
地方財政確立に関する陳情（二十七通）
陳情者 栃木県芳賀郡祖母井町 議會議長 大根田勲外 二十六名

さきに地方行政調査委員会が行つた行政事務再配分に関する勧告の基本方針は、新憲法に定める地方自治の根本原則とシャープ報告書の趣旨に副うた画期的構想であるから、地方自治発展のため、これが実現を図られたいとの陳情。

第二二七号 昭和二十六年十一月七日受理
六大都市の施設整備費国庫補助増額等に関する陳情
陳情者 東京都知事 安井誠一 都外五名

八年有余に亘る戦争のための被害と荒廃により、六大都市の諸施設は極端に機能を阻害されたが、各都市の財政事情はようやくその復旧にあぐさくするのみで、都市計画事業特に道路、公園、河川、下水等の諸施設事業は都市の発展、産業の復興、民生の安定上一日もゆるがせにできない事業でありながら、実施できない実情であるから、財政的援助ならびに地方負担額の起債を、すみやかに認可せられるよう特別の措置を図られたいとの陳情。

第二五三三号 昭和二十六年十一月八日受理
地方財政危機打開等に関する陳情
陳情者 茨城県庁内茨城県職員組合内 小里初雄

茨城県においては、本年度予算総額六十九億一千四百万円の中、県税はわずかに七億五千万円で他を国庫支出金、平衡交付金、地方債等に依存しているため、本県財政は極度に困窮しているから、すみやかにこれが打開の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二五五号 昭和二十六年十一月八日受理
東北都市財政強化に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市長 岡崎栄松

東北地方の都市財政は、自然的悪条件と交通通信の未発達に影響され、行政

事務の執行に多大の支出を要し、毎年事業の赤字が増大し、いまや崩壊の危機にひんしているから、東北地方の都市財政強化拡充について適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

第二五九号 昭和二十六年十一月九日受理
消防組織法中一部改正に関する陳情
陳情者 青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内 神山隆文

消防法第十五條第二項は、同法第九條と矛盾するから、同項中の「消防署長」を削除すること、なお消防本部を置かない市町村においては、消防団の運営が消防団長に一任されている現状にかんがみ、消防長の職権を消防団長に行使せしめるよう消防組織法の一部を改正せられたいとの陳情。

第二六〇号 昭和二十六年十一月九日受理
非常勤消防団員公務災害補償費国庫補助に関する陳情
陳情者 青森市新町五九青森県消防会館内消防協会内 神山隆文

本年三月の消防組織法一部改正によつて、非常勤消防団員に対する公務災害補償制度が制定されたが、その補償費が全額市町村の負担となつていて、地方財政窮乏の現状において、到底その目的を達成できないから、非常勤消防団員の公務災害補償費の一部を国庫補助とせられたいとの陳情。

第二六一号 昭和二十六年十一月

九日受理

消防施設費起債増額等に関する陳情

陳情者 青森市新町五九青森県

消防会館内消防協会内

神山隆文

消防施設の強化は目下の急務であるが、現在の市町村財政では到底これを實現することができないから、消防起債を大幅に増額せられたい。また地方財政平衡交付金の算定において、基準財政需要額の測定単位には、公共施設の床面積が含まれていない等不合理な点が多いから、平衡交付金の算定法をすみやかに是正せられたいとの陳情。

第二六二号

昭和二十六年十一月

九日受理

消防水利施設費国庫補助増額に関する

陳情

陳情者 青森市新町五九青森県

消防会館内消防協会内

神山隆文

地方中小都市および町村における消防水利施設は、消防機械の整備強化に比しいちじるしく不備であるが、これを市町村の財政によつて整備することは到底不可能であるから、消防施設費の国庫補助交付に際しては、地方の弱小都市および町村を優先的に増額せられたいとの陳情。

昭和二十七年一月二十五日印刷

昭和二十七年一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁